認可外保育施設等の利用から施設等利用費の請求まで

施設等利用給付認定を受けて、**認可外保育施設等**（東京都認証保育所を含む認可外保育施設、専用施設での定期利用事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート事業）を利用した場合の**施設等利用費の請求**手続きについてご案内します。（※このご案内に関するお問合わせ先は、４ページ目を参照してください。）

請求手続きに必要な書類は、板橋区役所保育サービス課窓口及び板橋区ホームページ上にご用意しております。（※板橋区ホームページ「幼児教育・保育無償化（認可外保育施設）」を参照してください。）

（注１）企業主導型保育施設の利用者については、利用している施設で対応しますので、板橋区への請求はできません。

（注２）認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育・事業所内保育・家庭的保育）の利用者については、施設等利用費の請求はできません。

（注３）主として幼稚園・認定こども園（１号認定）の利用者については、請求方法、提出期限等が異なりますので、板橋区教育委員会事務局学務課幼稚園係へお問い合わせください。（問合せ先　Ｂ　）

１、施設等利用費の請求までの流れ

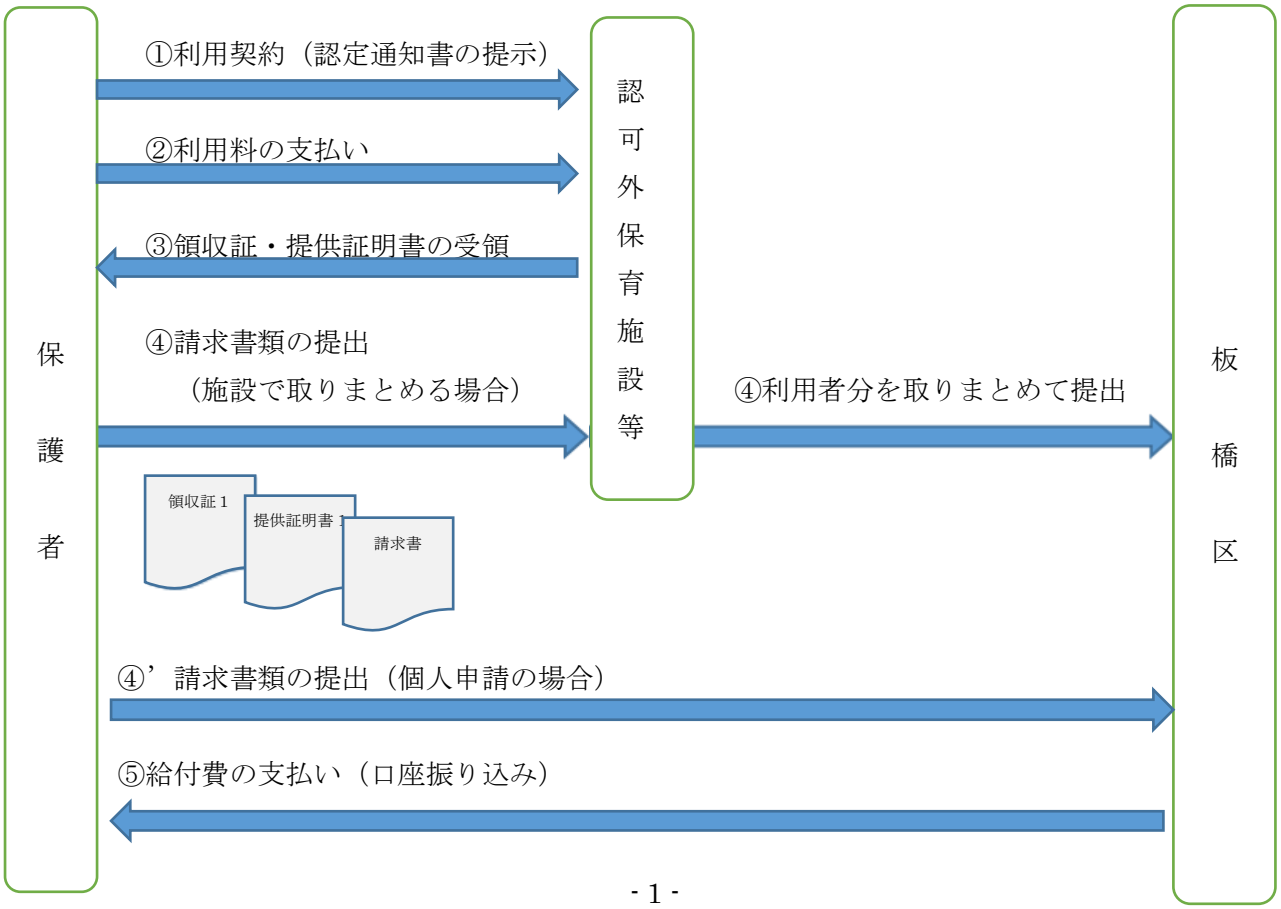

① 利用契約

利用する予定の認可外保育施設等が教育・保育の無償化対象施設かは、施設の所在する区市町村のホームページ等をご覧ください。無償化対象施設を利用するにあたり、施設等利用給付認定を受けている旨を施設（事業者）に伝えてください。その際、「施設等利用給付認定通知書」の提示を求められます。

※対象施設は、都道府県等に届出を行っている認可外保育施設等のうち、国が定める基準を満たし、かつ区市町村の確認を受けている施設となります。

（注意！）認可保育所の入所申込みをされた際に受けた「子どものための教育・保育給付支給認定証」では、認可外保育施設等での無償化を受けることはできません。

「子どものための教育・保育給付支給認定証」の有効期間外の場合は速やかに「施設等利用給付認定申請書」を板橋区に提出して認定を受けてから、施設の利用を開始してください。

「子どものための教育・保育給付支給認定証」の有効期間が残っている場合は、給付認定を切り替えますので、必要なお手続きをしてください。（問合せ先Ａ）

② 利用料の支払い

施設等利用給付の対象となる利用料と、対象外となる特定費用について、事前に文書で説明を受けて同意をしてから認可外保育施設等を利用し、その費用を支払いしてください。

※特定費用とは　…日用品費、文房具代、行事参加費、給食費、通園バス代　等

③ 領収証・提供証明書の受領

②の支払いをした際に、認可外保育施設等から領収証及び提供証明書を受領してください。

各書式については、領収証（参考書式①）提供証明書（参考書式②）のとおりです。

認可外保育施設等で独自の様式を使用している場合は、それを使用していただいてもかまいません。

また、認可外保育施設等で独自の様式を用意していない場合は、板橋区の様式をホームページからダウンロードしたものに、記入してもらってください。

④⑤ 施設等利用費の申請及び支払い

区のホームページからダウンロードした「施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記入のうえ、認可外保育施設等が発行した領収証及び提供証明書をすべて添付したうえで、提出してください。

提出先は、利用している認可外保育施設等で取りまとめる場合については、各施設宛てに各施設が設定した期限までに、個人申請の場合は板橋区保育サービス課宛てに下記に定める期限までに、提出してください。郵送で提出する場合は、不着・遅延等の責任は一切負いかねます。郵送事故防止のため、特定記録・簡易書留など記録に残るもので郵送されることをお勧めします。また、提出された請求書等に不備があった場合は受理せず郵送にて返送します。その結果、下記申請期間を過ぎた場合について振込予定日に間に合わない場合もございます。

なお、令和７年度以前の利用料について、子育てのための施設等利用給付を受ける権利の時効が２年となっておりますので、未請求の期間がある方はお早めにお手続きをお願いします。

2　申請期間・振込時期

施設利用費の請求のお手続きは年４回の受付を予定しております。

令和７年度　スケジュール

	利用月	申請期間	振込予定
第１回支払	令和７年４月～6月	令和７年７月１日～７月 18 日	令和７年９月中旬
第２回支払	令和７年７月～9月	令和７年 10 月１日～10 月 17 日	令和７年 12 月中旬
第３回支払	令和７年 10 月～12 月	令和８年１月５日～1月 19 日	令和８年３月中旬
第４回支払	令和８年１月～3月	令和８年４月１日～4月 10 日	令和８年５月中旬

3　施設等利用費請求書の記入方法

別紙「施設等利用費請求書【記入例】」を参照ください。

（例）４月から６月までに利用した下記の給付費を請求する場合の記入例です。

利用月日	施設類型	施設名	利用料	特定費用
４月１日～ ４月 30 日	認可外保育施設	板橋保育所	３５，０００円 （月額）	１０，０００円 （給食費等）
４月 14 日	ベビーシッター	○○シッター派遣会社	４，５００円 （時間額×3ｈ）	８００円 （交通費）
５月１日～ ５月 31 日	認可外保育施設	板橋保育所	３５，０００円 （月額）	１０，０００円 （給食費等）
５月４日	ファミリーサポート（送迎のみ）	○○　●● （ファミリーサポート）	２，４００円 （日額）	４００円 （交通費）
６月１日～ ６月 30 日	認可外保育施設 （利用園変更）	高島平保育所	４０，０００円 （月額）	１２，０００円 （給食費等）

① １.施設等利用給付認定保護者（請求者）　欄

請求者は、**施設等利用給付認定を受けた保護者**となります。

また、３欄　振込先の口座名義人とも一致させてください。

※　もし申請者または口座名義人を変更したい場合は「委任状」を記入し請求書に添付してください。

② ２.認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）　欄

認定種別及び認定番号は、保育の必要性の認定（施設等利用給付認定通知書）を確認して記載してください。

③ ３.償還払いの振込先を記入して下さい 欄

振込口座を記載してください。１欄の施設等利用給付認定保護者の口座名義としてください。

④ ４.利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 欄

利用したすべての施設等を記入してください。

⑤ ５.認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入 欄

利用料の欄には、その他の自己負担額（特定費用）は含めないでください。

送迎のみの場合は無償化対象外のため請求できません。（例　５月ファミリーサポート分）

※　主に使う施設のみで上限額を超過する場合は、他の施設利用分は省略可能です。

※　月額上限額について

２号認定の場合、**月額　３７，０００円**　３号認定の場合、**月額４２，０００円**です。

月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、区市町村間の転出入の場合、月額上限額は次のとおりになります。

月途中で他の区市町村に転出する場合の上限額

３７，０００円（４２，０００円）×転出日までの日数÷その月の日数

（例１）２号認定の世帯が、板橋区から練馬区へ令和７年６月１６日に転出する場合

３７，０００円×１５日÷３０日＝１８，５００円

月途中で他の区市町村から板橋区に転入する場合の上限額

３７，０００円（４２，０００円）×転入先での認定日からの日数÷その月の日数

（例２）３号認定の世帯が、北区から板橋区へ令和７年６月１６日に転入し、施設等利用給付認定申請を行い、令和７年６月２１日に認定された場合

４２，０００円×１０日÷３０日＝１４，０００円

※　月途中の転出入など計算方法が不明の場合は、下記担当までお問い合わせください。
（問い合わせ A）

＜お問合せ先・担当＞

〒１７３－８５０１　板橋区板橋二丁目６６番１号　板橋区役所

(A) 施設等利用給付認定・通知書、施設等利用費の請求に関すること

（幼稚園・認定こども園（１号認定）利用者除く）

子ども家庭部保育サービス課民間保育第二係（南館３階㉓番窓口）

（電話）０３－３５７９－２４９４

(B) 主に幼稚園・認定こども園（１号認定）を利用している方の認定・請求に関すること

教育委員会事務局学務課幼稚園係（北館６階⑭番窓口）

（電話）０３－３５７９－２６１３